

令和6年度三川町瑞穂の郷づくり事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域水田農業の発展的な経営活動を支援するため、三川町に住所を有し、町内において、積極的に米づくりに取り組む農業者、農業法人等（以下「農業者等」という。）に対し、予算の範囲内で三川町瑞穂の郷づくり事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、三川町補助金等の適正化に関する規則（昭和38年規則第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 補助金の対象となる者は、経営水田面積が5ha以上で、当該年度末日の2年後における令和8年度末日までに経営水田面積を1ha以上拡大すること（特定農作業受委託契約による面積増分を除く）を見込む農業者等であって、水稻栽培に係る生産コスト削減に努める者とする。

2 補助金の交付対象となる項目（以下「支援項目」という。）、補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率等は、別表のとおりとする。

3 前項の規定において補助金に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の年間上限額)

第3条 補助金の年間上限額は、補助対象者1経営体あたり100万円とする。

2 当該年度に当該補助金のほか、令和6年度三川町園芸等生産向上推進事業費補助金の交付を受ける場合においても、合算した補助金の年間上限額は、補助対象者1経営体あたり100万円とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、令和6年度三川町瑞穂の郷づくり事業費補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 瑞穂の郷づくり事業に関する誓約書（様式第2号別紙1）
- (3) 収支予算書（様式第3号）
- (4) 町税の滞納がないことを証明する書類
- (5) その他町長が必要とする書類

(補助金の交付決定)

第5条 補助金の交付は、審査会において厳正に審査し、審査会の意見を踏まえて町長が決定する。

2 町長は、補助申請者が支援項目を組み合わせて補助金を申請する場合は、内容を精査し、必要な指導又は修正等を加えたうえで、補助金の交付を決定するものとする。

3 町長は、補助申請者が国及び県等の補助事業と併せて事業を実施する場合は、内容を精査し、国及び県等の補助事業で交付を受けた額を控除して当該補助金の交付を決定するものとする。

4 前項の規定において、補助申請者は、国及び県等の補助事業の申請書又は実績報告書を町長に提出するものとする。

(補助事業内容の変更・取下げ承認申請)

第6条 補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、その内容を

変更し、又は取下げしようとするときは、令和6年度三川町瑞穂の郷づくり事業に係る事業変更承認及び同事業費補助金変更交付承認申請書（様式第4号）を提出し、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。ただし、補助金の額の増又は補助金の額の2割を超える減を伴う変更以外の場合は、この限りでない。

（実績報告）

第7条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、令和6年度三川町瑞穂の郷づくり事業実績報告書（様式第5号）に次の各号に掲げる書類を添付して町長に報告しなければならない。

- (1) 事業実施状況報告書（様式第6号）
- (2) 収支精算書（様式第3号）
- (3) その他町長が必要とする書類

2 前項に規定する実績報告等の提出期限は、補助事業の完了後30日を経過する日又は補助事業に対する補助金の交付決定を受けた日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日とする。

（財産の管理及び処分の制限）

第8条 補助事業者は、当該補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図るものとする。

2 補助事業者は、当該支援事業に関する財産管理台帳（様式第7号）のほか、帳簿及び書類を備え、これを整理しておかなければならぬ。

3 補助事業者は、前項の帳簿及び書類を当該支援事業完了日の属する年度の翌年度から7年間（整備施設等の処分制限期間）保存しなければならない。

4 補助事業者は、補助事業により取得した財産を町長の承認を受けて処分したことにより収入があった場合においては、町長の定めるところにより、その収入の全部又は一部を町に納付するものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表

支援項目	補助対象経費	補助率	支援要件
①水稻直播システム導入支援	水稻経営の規模拡大かつ水稻栽培に係る生産コスト削減に資する機械導入に要する経費。 なお、償却残存期間が3年以上ある場合に限り、中古機械の導入も可とする。	1／2以内 上限25万円	・経営水田面積を令和8年度の末日までに1ha以上拡大する旨の誓約書（未達成の場合には補助金を返還する旨の書類）の提出。 ・経営水田面積を拡大する予定地の位置図の提出。
②水稻密苗・密播システム導入支援	同上	同上	同上
③作土深機械導入支援	同上	同上	同上
④その他機械導入支援 (①～③非該当項目)	同上 (草刈り機械及び汎用性の高い機械を除く)	3／10以内 上限50万円	同上